

別紙

桶川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

桶川市後期高齢者医療に関する条例（平成19年桶川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p><u>(保険料徴収に係る事務)</u></p> <p>第7条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、<u>埼玉県広域連合条例第3条及び第18条から第21条まで</u>に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務は、市において行うものとする。</p> <p><u>(8)</u> 略</p>	<p><u>(市において行う事務)</u></p> <p>第7条 保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定された事項に付随する次の各号に掲げる事務は、市において行うものとする。</p> <p><u>(8)</u> 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p><u>(9)</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。